

新旧対照表  
【経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等の取扱いについて（平成 27 年 1 月 9 日財閥第 35 号）】  
(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第 2. 保存書類の取扱い</p> <p>(1) 保存書類の例</p> <p>法第 5 条第 1 項の規定により特定原産品申告書を作成した者が保存しなければならない書類及び同条第 2 項の規定により特定原産品誓約書を作成した者が保存しなければならない書類であって、経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律施行令（平成 26 年政令第 394 号。以下「令」という。）第 6 条第 1 項第 1 号ロに規定する特定原産品申告書の内容を確認するために必要な書類及び同条第 4 項第 2 号に規定する特定原産品誓約書の内容を確認するために必要な書類とは、例えば、次のものをいう。なお、保存書類に記載される言語は日本語であっても差し支えない。</p> <p>イ及びロ（省略）</p> <p>ハ 実質的変更基準を満たす產品に係る保存書類</p> <p>(イ) 関税分類変更基準を適用するもの</p> <p>総部品表、材料一覧表、製造工程フロー図、生産指図書等（<u>全ての非原産材料の関税率表番号が、適用する協定の品目別規則に応じた水準で確認できるもの</u>）</p> <p>(ロ) 付加価値基準を適用するもの</p> <p>製造原価計算書、仕入帳、伝票、請求書、支払記録、仕入書、価格表等（<u>適用する協定に定める計算式</u>によって、特定の付加価値を付けていることが確認できるもの）</p>	<p>第 2. 保存書類の取扱い</p> <p>(1) 保存書類の例</p> <p>法第 5 条第 1 項の規定により特定原産品申告書を作成した者が保存しなければならない書類及び同条第 2 項の規定により特定原産品誓約書を作成した者が保存しなければならない書類であって、経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律施行令（平成 26 年政令第 394 号。以下「令」という。）第 6 条第 1 項第 1 号ロに規定する特定原産品申告書の内容を確認するために必要な書類及び同条第 3 項第 2 号に規定する特定原産品誓約書の内容を確認するために必要な書類とは、例えば、次のものをいう。なお、保存書類に記載される言語は日本語であっても差し支えない。</p> <p>イ及びロ（同左）</p> <p>ハ 実質的変更基準を満たす產品に係る保存書類</p> <p>(イ) 関税分類変更基準を適用するもの</p> <p>総部品表、材料一覧表、製造工程フロー図、生産指図書等（<u>ただし、すべての非原産材料の関税率表番号が確認できるものに限る。</u>なお、適用する品目別規則に応じ、確認する関税率表番号の桁数が異なるので留意。また、例えば、4 桁変更の品目別規則を適用しようとする產品に係る非原産材料について、他の類（2 桁）からの変更があることが確認できる場合には、当該非原産材料の関税率表番号の記載は 2 桁までで足りるので留意。）</p> <p>(ロ) 付加価値基準を適用するもの</p> <p>製造原価計算書、仕入帳、伝票、請求書、支払記録、仕入書、価格表等（<u>ただし、產品の FOB 價額とすべての非原産（一次）材料の CIF 價額による計算式</u>によって、特定の付加価値を付けていることが確認できるものに限る。なお、当該 FOB 價額及び CIF 價額とは輸出締約国における価額とし、当該 CIF 價額が不明な場合には当該非原産材料を產品の生産者が仕入れた価額とする。また、例えば、すべての非原産材料の CIF 價額の確認ができない場合に、確認できる原産材料等の仕入価額等を用いて付加価値基準を満たすことが合理的に証明できるときは、当該非原産材料の CIF 價額を記載させる必要はないので留意。また、環太平洋パートナーシップに関する包括</p>

新旧対照表  
【経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等の取扱いについて（平成 27 年 1 月 9 日財関第 35 号）】  
(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(ハ) 加工工程基準を適用するもの 契約書、製造工程フロー図、生産指図書、生産内容証明書等（当該基準に係る特定の製造又は加工の作業が行われていることが確認できるもの） ニ (省略) ホ 地域的な包括的経済連携協定（以下「RCEP 協定」という。）に係る特定原産品申告書を作成した者で、次の(イ)から(ニ)までに該当する場合には、上記イからニまでの保存書類に加えて、同協定附属書 3 B の 2 (i)の「RCEP 原産国」を決定するための根拠となる書類（ただし、上記イからニまでの保存書類で「RCEP 原産国」を決定するための根拠について確認できる場合にはこの限りでない。） (イ) RCEP 協定第 3・2 条(b)の原産品について、同協定第 2・6 条 2 の規定により輸出締約国を「RCEP 原産国」として申告する場合 　　製造工程フロー図、生産指図書等（同協定第 2・6 条 5 に規定する軽微な工程以外の生産工程が輸出締約国において行われていることが確認できるもの） (ロ) RCEP 協定第 2・6 条 3 の規定により輸出締約国を「RCEP 原産国」として申告する場合 　　製造原価計算書、仕入帳、伝票、請求書、支払記録、仕入書、価格表等（同協定に定める計算式によって、輸出締約国において產品の価額の総額の 20 パーセント以上の付加価値を付けていることが確認できるもの） (ハ) RCEP 協定第 2・6 条 4 の規定により輸出締約国における生産において使用された原産材料のうち合計して最高価額のものを提供した</p>	<p>的及び先進的な協定において、自動車関連製品について、純費用に基づいた算定を行った場合は、当該価額に基づいているものが確認できるものに限るものとし、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（以下「EU 協定」という。）及び包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定（以下「英國協定」という。）において、EXW 価額に基づいた算定を行った場合は、当該価額に基づいていることが確認できるものに限るものとする。） (ハ) 加工工程基準を適用するもの 契約書、製造工程フロー図、生産指図書、生産内容証明書等（ただし、当該基準に係る特定の製造又は加工の作業が行われていることが確認できるものであること。） ニ (同左) (新規)</p>

新旧対照表  
【経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等の取扱いについて（平成 27 年 1 月 9 日財閥第 35 号）】  
(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>締約国を「RCEP 原産国」として申告する場合  <u>原材料の原産地証明書、契約書、総部品表、各材料・部品の投入記録、製造原価計算書、仕入書、価格表等（原産品の生産において使用された原産材料（一次材料）を提供した全ての締約国及びその価額が確認できるもの）</u></p> <p>(ニ) <u>RCEP 協定第 2・6 条により決定される「RCEP 原産国」にかかるわらず、輸入者の要求により同条 6(a)に該当する締約国を「RCEP 原産国」として申告する場合</u>  <u>原材料の原産地証明書、契約書、総部品表、各材料・部品の投入記録、仕入書等（原産品の生産において使用された原産材料（一次材料）を提供した全ての締約国が確認できるもの）</u></p> <p>△ <u>RCEP 協定第 3・19 条に規定する連続する原産地証明として特定原産品申告書を作成する場合</u></p> <p>(イ) <u>当該特定原産品申告書に係る原産品に関して RCEP 協定第 3・16 条に基づき他の締約国で発給又は作成された原産地証明の写し</u></p> <p>(ロ) <u>日本において更なる加工（再こん包又は物流に係る活動（例えば、積卸し、蔵置、貨物の分割、輸入締約国の法令、手続、行政上の決定又は政策が要求する単なるラベル等による表示、產品を良好な状態に保存するため又は輸入締約国に產品を輸送するために必要な他の作業）を除く。）が行われていないことを確認できる資料</u></p> <p>(ハ) <u>上記ホに規定する「RCEP 原産国」を決定するための根拠となる書類</u></p> <p>(2) <u>電磁的記録による保存の取扱い</u>  <u>法第 5 条第 1 項に規定する書類の保存は、令第 6 条第 1 項第 1 号イに規定する特定原産品申告書及び同号ハに規定する特定原産品誓約書並びに同条第 4 項第 1 号に規定する特定原産品誓約書については、法第 2 条第 5 号及び第 6 号の規定に基づき電磁的記録による保存が可能とされている。また、令第 6 条第 1 項第 1 号ロ及び同条第 4 項第 2 号に規定する書類は、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 16 年法律第 149 号）第 3 条第 1 項の規定により、当該書類の保存に代えて当該書類に係る電磁的記録による保存が可能とされている。また、当該電磁的記録による保存の方法は、財務省の所管</u></p>	<p>(新規)</p> <p>(2) <u>電磁的記録による保存の取扱い</u>  <u>法第 5 条第 1 項に規定する書類の保存は、令第 6 条第 1 項第 1 号イに規定する特定原産品申告書及び同号ハに規定する特定原産品誓約書並びに同条第 3 項第 1 号に規定する特定原産品誓約書については、法第 2 条第 5 号及び第 6 号の規定に基づき電磁的記録による保存が可能とされている。また、令第 6 条第 1 項第 1 号ロ及び同条第 3 項第 2 号に規定する書類は、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 16 年法律第 149 号）第 3 条第 1 項の規定により、当該書類の保存に代えて当該書類に係る電磁的記録による保存が可能とされている。また、当該電磁的記録による保存の方法は、財務省の所管</u></p>

**新旧対照表**  
**【経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等の取扱いについて（平成 27 年 1 月 9 日財閥第 35 号）】**  
 (注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成 17 年財務省令第 16 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項及び第 2 項に規定する方法によるものとする。また、法第 2 条第 5 号及び第 6 号の規定に基づき電磁的記録により保存される特定原産品申告書及び特定原産品誓約書についても、規則第 4 条第 1 項及び第 2 項に規定する方法による保存を求めるものとする。</p> <p>第 3. 締約国の税関当局からの情報提供又は情報の収集及び提供等による協力の求めへの対応における留意事項</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 令第 4 条に規定する情報提供の求めに応じる期間は、関税局が当該情報提供の求めに係る書面を受領した日（EU 協定及び英國協定においては、各協定第 3・24 条 1 (c) に規定する情報の提供の要請が行われた日。RCEP 協定においては、同協定第 3・24 条の注の規定に基づき日本の輸出產品に係る確認のための单一の連絡部局として指定した連絡部局が <u>当該情報提供の求めに係る書面を受領した日</u>）から起算するものとする。また、当該期間は、<u>英國協定においては、同協定第 3・22 条 2 の規定により、輸入の日の後 2 年の期間が満了する日又は原産地に関する申告の作成の日の後 38 箇月の期間が満了する日のいずれか早い方の日まで</u>とされている。</p> <p>(4) (省略)</p>	<p>する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成 17 年財務省令第 16 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項及び第 2 項に規定する方法によるものとする。また、法第 2 条第 5 号及び第 6 号の規定に基づき電磁的記録により保存される特定原産品申告書及び特定原産品誓約書についても、規則第 4 条第 1 項及び第 2 項に規定する方法による保存を求めるものとする。</p> <p>第 3. 締約国の税関当局からの情報提供又は情報の収集及び提供等による協力の求めへの対応における留意事項</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 令第 4 条に規定する情報提供の求めに応じる期間は、関税局が当該情報提供の求めに係る書面を受領した日（EU 協定及び英國協定においては、各協定第 3・24 条 1 (c) に規定する情報の提供の要請が行われた日）から起算するものとする。また、当該期間は、<u>英國協定第 3・22 条 2</u>においては輸入の日の後 2 年の期間が満了する日又は原産地に関する申告の作成の日の後 38 箇月の期間が満了する日のいずれか早い方の日までとされている。</p> <p>(4) (同左)</p>